

## 生活支援サービス契約書

株式会社らいふ(以下「甲」という)と□□□□[居住者氏名](以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「ホームステーションらいふ日野」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

#### 1 基本サービス(甲が提供)

##### ○生活相談サービス

日常生活を送る中での困りごと等相談に応じます。

##### ○状況把握(安否確認)・緊急時対応サービス

24時間の緊急時の対応及び安否確認を行います。突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び家族へ連絡を行います。

##### ○フロントサービス

受付(来訪・電話対応)、新聞(受付・保管)、図書閲覧サービス、郵便物・宅配便の一時預かり、ゴミ出しサービス

#### 2 選択サービス

- ・食事サービス(別途契約)
- ・介護サービス(入浴介助サービス)
- ・生活サービス(洗濯サービス、居室内清掃サービス)
- ・健康管理サービス(健康相談、血圧等の測定、栄養相談、医師の往診、定期健診)
- ・理美容サービス
- ・買い物代行サービス
- ・付添いサービス(入退院の付添い、通院介助)
- ・その他のサービス(レクリエーション)

詳細につきましては、「重要事項説明書」参照

### 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を翌月5日までに、乙に対し書面により提示し確認を受けることとします。

- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

#### 第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)・生活相談・緊急時対応・フロントサービス)の料金は、月額金 32,400 円(税込 8%)とし、1 か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を 30 日として日割計算した額とします。
- 2 その他選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

#### 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に及び第2項に定めるサービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月 18 日までに乙に請求し、乙は、郵便局又は銀行の自動引落の方法で支払います。
- 2 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を 30 日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

#### 第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。契約期間満了日の 30 日 前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は 2 年とします。
- 2 ただし、契約期間中に介護保険の認定が要介護となった場合、または事由の如何を問わずホームステーションらいふ日野における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲又は乙は入居が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。
  - ①入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
  - ②入居者の健康状態が悪化し住戸での生活を継続することは困難であり、医師(主治医等)が医療機関等での治療・療養が必要と判断したとき。また、この指示を拒否したとき
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ①一定の観察期間をおくこと。

②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。

③契約解除の通告について1か月の予告期間をおくこと。

④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を 2 か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、別途定める解約届を退去日の 30 日前までに提出することにより、本契約を解約することができます。

#### 第 10 条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 居住者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

#### 第 11 条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。乙のご家族様には事前に優先する連絡先をお決めいただきます。

#### 第 12 条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし乙に重大な過失がある場合は損害賠償額を減ずることができます。

#### 第 13 条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第 14 条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 15 条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、当住戸の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

入居者

<住所>

<氏名>

印

事業者

<住所>東京都品川区東品川 2-2-24

<氏名>株式会社らいふ

代表取締役 吉田 伸一 印